

道路交通法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 一定の病気等に係る運転者対策の推進を図るための規定の整備

一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された者等が免許を再取得した場合における優良運転者等に関する規定を整備する。(第三十三条の七関係)

二 自転車利用者対策の推進に関する規定の整備

(一) 自転車運転者講習の受講命令の要件となる危険行為を定める。(第四十一条の三関係)

(二) 自転車運転者講習の講習手数料の標準を定める。(第四十三条関係)

三 その他

(一) 呼気検査におけるアルコールを検知する機器の利用に関する規定を整備する。(第十三条関係)

(二) その他所要の規定を整備する。

四 施行期日

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十三号)附則第一条第三号に掲

げる規定の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行することとする。